

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の実現に向けた地方税体系の構築

(1) 社会保障と税の一体改革及び住民自治を可能とする地方税財源の充実強化

① 社会保障と税の一体改革に当たっては、都市自治体が社会保障制度において果たしている役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、地方消費税の拡充など税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、当該財政需要を的確に地方財政計画に積み上げ、必要な一般財源総額を確保することにより、都市税財源の充実確保を図ること。

また、「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を最大限尊重すること。

② 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に際し地方の意見を反映できる仕組みの構築

地方税の課税主体は地方自治体であることから、税制改正の検討に当たっては、地方が制度設計に参画し、地方の意見を十分反映できる仕組みを構築すること。

2. 地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

3. 個人住民税均等割については、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格を踏まえ、その税率を引き上げること。

4. 固定資産税等の安定的確保

- (1) 固定資産税は、税源の偏在性も少なく、行政サービスの提供を支えるうえで重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
- (2) 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、基地所在都市の厳しい財政状況と固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産価格の100分の1.4に相当する所要の予算額を確保すること。
また、現在対象となっていない事務所等施設について交付金措置をすること。

5. 諸税の課税制度の見直し及び充実確保

- (1) 原動機付自転車に対する軽自動車税については、徴税効率が極めて低い現状にかんがみ、標準税率、課税方法等の課税制度の見直しを検討すること。
- (2) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- (3) 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引き上げること。

6. 地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

7. 東日本大震災の被災者に対する地方税等の減免措置については、統一的な基準を示すとともに、その減収額については、全額国費により財政措置を講じること。

8. 政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行っているにも関わらず、所要額が税制上措置されていない状況にあり、地方分権改革のより一層の推進のため、事務配分を抜本的に見直したうえで、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

9. 課税・徴収体制等の改善について

- (1) 還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直し

を図ること。

- (2) 公的年金からの個人住民税の特別徴収制度において、受給者の転出等に伴う徴収方法の変更に関して、事務の混乱が生じないよう速やかな徴収事務が可能となる制度の改善を行うこと。
- (3) 個人道府県民税の徴収取扱費の算定について、各市町村が取り組む納税環境の整備や徴収努力が反映された算定となるよう見直すこと。
- (4) 国税徴収法及び地方税法に定める第二次納税義務の範囲の拡大について検討をすること。
- (5) 相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等に伴う個人住民税の課税の取扱いについては、全国的な問題であることから、国において還付期間を定める立法措置を講じること。
- (6) 固定資産税の評価事務について、改築家屋の再評価に関する評価基準を明示すること。
また、税の公平の観点から、課税客体の把握に資するよう地方税法等の見直しを行うこと。
- (7) 軽自動車税の課税事務の効率化のため、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

10. 地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正・公布の時期について配慮すること。